

エコマーク商品類型 No.140「詰め替え容器・省資源型の容器 Version 1.0」 認定基準の一部改定について

1. 改定内容

エコマーク商品類型 No.140「詰め替え容器・省資源型の容器 Version 1.0」の分類 A.「詰め替え容器」の認定基準(4)項、ならびに解説について、以下のとおり軽微な改定を行う。

○分類 A.「詰め替え容器」認定基準書

4-1.環境に関する基準と証明方法

(4) 本体製品や包装、取扱説明書、パンフレット等に詰め替え使用のための製品が購入可能であることを記載すること。

【証明方法】※証明者＝申込者

記載内容を報告すると共に、本体製品あるいは包装、取扱説明書、パンフレット等の該当記載部分の分かる本体製品の写真、設計書もしくは説明書を提出すること。

○同 解説の6/8ページ

E 廃棄段階

E-7 (廃棄物の発生・処理処分)

(1) 解体容易性について

本項目については、以下の点が検討された。

分類「A.詰め替え容器」の狙いは、自立できる、内容物保護のために肉厚である、使い易い容量であるなどの機能を備えた本体容器を繰り返し使用するために、本体容器に比べて格段に省資源となる詰め替え容器の購入を促進しようとするものである。詰め替え容器の省資源化にもっとも有効な手段は、容器の薄肉化による使用樹脂量の低減である。しかし薄肉化に伴い、酸素および水蒸気の透過防止、紫外線遮断、衛生面の確保などのため、ほとんどの場合、容器を複層にする必要がある。複層にされたプラスチックを分離する技術はなく、マテリアルリサイクルは困難であるが、現段階では軽量化との両立は難しいことから、分類「A.詰め替え容器」においては、容器の解体容易性は基準項目として選定されなかった。

一方、分類「B.省資源型の容器」では、内容物が食用油などの場合、詰め替え使用、リサイクルなどが困難であり、一般に容器そのものを廃棄せざるを得ない。本商品類型のうち、分類「B.省資源型の容器」では、このようなケースにおいてリサイクル可能部分を増やす工夫のなされた容器を適用範囲とする。実際にリサイクルされる量を増やすためには、解体容易設計により、消費者の廃棄物分別を促すことが重要であることから、本項目は基準項目として選定された。

2. 改定予定日:2007年12月13日

以上